第四・二条　適用範囲

1　この章の規定は、各締約国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上の手続に係る事項（両締約国間で取引される物品へのこれらの法令及び手続の適用を含む。）並びに両締約国間の協力に係る事項について適用する。

2　この章のいかなる規定も、第六章及び第七章の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この章の規定と第六章又は第七章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、第六章又は第七章の規定が優先する。

4　この章の規定は、次に掲げる事項の保護に関し、各締約国の正当な政策目的の達成及び各締約国が締結している国際協定に基づく義務に影響を及ぼすことなく、適用する。

(a)　公衆の道徳

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康

(c)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産

(d)　環境

5　この章の規定は、各締約国により、自国の法令に従って実施される。各締約国は、この章の規定を実施するため、適当な方法により、自国の利用可能な資源を用いる。

第四・三条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令並びに貿易に関連する一般的な行政上の手続及び一般に利用される関連情報を、簡単に利用可能な方法（適当な場合には、インターネットを通じたものを含む。）により、公表し、及び利害関係を有する者が容易に入手することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令及び貿易に関連する一般的な行政上の手続を利害関係を有する者が知ることができるようにするため、次に規定する場合を除くほか、これらの法令及び手続をその効力発生前のできる限り早い時期に公表し、及び容易に入手することができるようにする。

(a)　緊急事態の場合

(b)　当該法令又は当該一般的な行政上の手続の変更が軽微なものである場合

(c)　事前の公表の結果、当該法令又はその執行の有効性が損なわれる場合

(d)　関税を軽減する効果を有する措置の場合

3　各締約国は、1の規定の対象となる事項について利害関係を有する者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定する。照会所は、各締約国が定める合理的な期間内に当該照会に応じ、並びに関連する様式及び書類を提供する。

4　各締約国は、適当な場合には、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局と自国の領域内に存在する貿易業者その他の利害関係者との間の定期的な協議の機会を設ける。

5　手数料及び課徴金に関する情報については、1及び2の規定に従って公表する。この情報には、適用する手数料及び課徴金、当該手数料及び課徴金を課する理由、責任を有する当局並びに納付の時期及び方法を含める。当該手数料及び課徴金は、これらに関する情報が公表されるまで、適用してはならない。

第四・四条　輸入、輸出及び通過のための手続

1　各締約国は、予見可能であり、一貫性及び透明性があり、並びに差別的でない方法で自国の関税法令その他の貿易に関連する法令を適用する。

2　各締約国は、自国の税関手続について次のことを確保する。

(a)　世界税関機構（注）の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の国際的な基準及び勧告された慣行であって税関手続の分野において各締約国について適用されるもの（千九百九十九年六月二十六日にブリュッセルで作成された税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び世界税関機構の国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み（以下「ＳＡＦＥ枠組み」という。）の実質的な要素を含む。）に適合すること。

注　世界税関機構は、千九百五十二年に関税協力理事会として設立された。

(b)　貿易慣行の進展を考慮しつつ、自国の法令の遵守を確保しながら、正当な貿易を円滑にすることを目的とすること。

(c)　税関手続に関する自国の法令の違反（関税ほ脱及び密輸を含む。）がある場合における効果的な取締りについて定めること。

(d)　通関業者又は船積み前検査の義務的な利用を含まないこと。

3　各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者に対し、物品の引取りまでの間の税関による管理について、有利な待遇を与える措置を採用し、又は維持する。

4　各締約国は、貿易業者又は事業者と自国の税関当局その他の貿易に関連する当局との間における電子データの交換を促進するため、高度なシステム（情報通信技術に基づくものを含む。）の開発及び利用を促進する。

5　各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局が要求するデータ及び書類の更なる簡素化及び標準化に向けて努力する。

第四・五条　物品の引取り

各締約国は、次のことを含む税関手続を採用し、又は維持する。

(a)　自国の法令の遵守を確保するために必要な期間内に物品の速やかな引取りを認めることについて定めること。

(b)　物品の到着に先立ち、書類その他の必要な情報を事前に電子的に提出し、及び処理することを認めること。

(c)　関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な納付を確保するために、自国の法令において保証の提供を要求している場合には、当該保証の提供を条件として、当該関税、租税、手数料及び課徴金に係る最終的な決定が行われる前に物品の引取りを認めること。

第四・六条　税関手続の簡素化

1　各締約国は、貿易業者又は事業者（中小企業を含む。）に係る税関手続の時間及び費用を減少させるため、自国の税関手続に係る要件及び手続の簡素化に向けて努力する。

2　各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす貿易業者又は事業者が税関手続の更なる簡素化から利益を得ることを認める措置を採用し、又は維持する。当該簡素化については、物品の引取りの後に、一定の期間における複数回の輸入を対象とする関税及び租税の決定及び納付のための申告を定期的に行うことを認めることができる。

3　各締約国は、自国の法令に定める基準を満たす事業者が2に規定する簡素化から更に利益を得、又は当該簡素化を利用することを一層容易にすることを可能にする制度を採用し、又は維持する。

第四・七条　事前教示

1　各締約国は、自国の税関当局を通じて、関係する物品に与えられる待遇を定める事前の教示を行う。当該事前の教示は、当該事前の教示を行う締約国の法令に従い、全ての必要な情報が記載された書面による要請（電子的な手段によるものを含む。）を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに行われる。

2　事前の教示は、物品の関税分類、物品の原産地（前章の規定に基づく原産品としての資格を含む。）又は他のあらゆる事項であって両締約国が合意するもの（特に、物品の関税評価のために使用される適当な方法又は基準に関するもの）を対象とする。

3　締約国は、自国の法令に定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、自国の事前の教示をインターネット等を通じて公表することができる。

第四・八条　異議の申立て及び審査の請求

1　各締約国は、自国の税関当局その他の貿易に関連する当局による行政上の決定の対象となる全ての者に対し、異議を申し立て、又は審査を請求する権利を保障する。